

(様式 1－3)

## 大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 6 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	埋蔵文化財調査事業	事業番号	A-4-1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		192,783（千円）	全体事業費	252,435（千円）	

### 事業概要

被災者の個人住宅・店舗の新築等に伴う埋蔵文化財調査（発掘調査・試掘調査・工事立会）を迅速に実施する。また、復興に伴う大規模な公共事業の円滑な実施を図るため、事前に試掘調査を実施する。

- ・発掘調査 個人住宅・店舗等
- ・試掘調査 個人住宅・店舗等、公共事業等
- ・工事立会 個人住宅・店舗等
- ・発掘調査によって出土した資料の整理作業を実施し、調査報告書を刊行する。

### 当面の事業概要

<平成 24 年度>

被災者の遺跡内への住宅建設に伴う試掘調査及び発掘調査

復興に伴う公共事業における試掘調査

<平成 25 年度>

平成 24 年度と同様

<平成 26 年度>

被災者の遺跡内への住宅建設に伴う試掘調査及び発掘調査

復興に伴う公共事業における試掘調査

出土した資料の整理作業および報告書刊行

<平成 27 年度>

被災者の遺跡内への住宅建設に伴う試掘調査及び発掘調査

復興に伴う公共事業における試掘調査

出土した資料の整理作業および報告書刊行

### 東日本大震災の被害との関係

被災者の埋蔵文化財包蔵地内への住宅・店舗建設に伴う発掘調査。

埋蔵文化財包蔵地での公共事業等を円滑に実施するため、事前に試掘調査を実施する。

### 関連する災害復旧事業の概要

なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

## 大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 6 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	4	事業名	道路新設・改良事業（永沢線）	事業番号	D-1-1
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	175, 994（千円）		全体事業費	681, 784（千円）	

### 事業概要

道路改良 : L=286m、W=6. 5m

事業期間 : 平成 24 年度～平成 28 年度

津波により壊滅的な被害を受けた海沿いの永沢地域から高台へ連絡する永沢線の整備を行う。

この路線の海沿いには、大船渡魚市場や大船渡漁港及び水産関係の会社が数多くあり、県道丸森権現堂線と接続している。

被害を受けた海沿いの区域から高台の避難所に指定されている大船渡中学校に避難する際に通る道路であるが、狭隘な箇所があり安全かつ迅速に避難できない状況である。

今回の整備区間は、浸水した海沿いの県道丸森権現堂線から高台までの区間で、ボトルネックとなっている JR のガード（現況道路幅員 W=3. 4m）の拡幅改良も含まれる。

### 〔復興計画「都市基盤の復興」2 道路新設・改良事業〕

高台や防災拠点へのアクセス道路、災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路、地盤沈下により冠水する道路、浸水区域内のまちづくりと一体となった道路整備

### 当面の事業概要

<平成 24 年度>測量設計 : L=240. 0m (14, 500 千円)

<平成 26 年度>（平成 25 年度交付金）

工事施工 : L=124m (60, 000 千円)（平成 27 年度完了）用地補償 : 3 件 (18, 000 千円)

<平成 27 年度>工事施工 : L=120m (80, 000 千円)（平成 26 年度交付金）

JR 測量設計 : 1 箇所 (3, 494 千円)（前年度までの交付金、不足分 3, 494 千円は 12 回申請分）

<平成 28 年度>

工事施工 : L=42m (495, 800 千円)（平成 26 年度交付金）、用地補償 : 2 件 (9, 990 千円)

### 東日本大震災の被害との関係

今回の震災において、海沿いを通る県道を通過していた車両が高台へ避難する際、ボトルネックとなっている JR のガード部が支障となり避難が遅れたことや、流出したガレキがガードに詰まることにより救助活動にも支障をきたした。

このことから、震災時においても安全・迅速に高台の避難場所に避難するための拡幅整備やボトルネックとなっている JR ガードの改良を行うものである。

※区域の被害状況も記載して下さい。

### 関連する災害復旧事業の概要

地盤沈下により冠水する県道丸森権現堂線の嵩上げ

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体

### 基幹事業との関連性


(様式 1－3)

## 大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 6 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	道路新設・改良事業（吉浜漁港線）	事業番号	D-1-3
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		232,000（千円）	全体事業費	232,000（千円）	

### 事業概要

道路改良 : L=980m (本線 L=730m、取付道路 L=250m)、W=6.0m

事業期間 : 平成 24 年度～平成 27 年度

吉浜地区の中心地域から増館地域へ行く唯一の連絡道である吉浜漁港線の整備を行う。

この路線は、吉浜の漁港・圃場・海水浴場等から逃げる避難路として位置づけられている。また、県道吉浜上荒川線から被害を受けた吉浜地区の農地内を通り増館地域へ連絡する市道であり、地域にとっては、震災時に孤立しないために必要な路線として重要な位置付けとなる。

今回の整備区間は、県道から浸水した区間及び津波により被災した橋梁までの区間であり、他に代替ルートもないことから、被災した農地の圃場整備事業と一体となって整備するものである。

### 〔復興計画「都市基盤の復興」2 道路新設・改良事業〕

高台や防災拠点へのアクセス道路、災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路、地盤沈下により冠水する道路、浸水区域内のまちづくりと一体となった道路整備

### 当面の事業概要

<平成 24 年度>

測量設計：測量詳細設計(1.2 工区)(15,277 千円)

<平成 25 年度>

用地補償：1 式(13,305 千円)、工事施工：1 工区(土工まで)L=440m(11,420 千円)

<平成 26 年度>

測量設計：用地測量(853 千円)、工事施工：1 工区 L=440m(59,545 千円)（完了予定：平成 27 年度）

<平成 27 年度>

用地補償：1 式(600 千円)、工事施工：2 工区 L=540m(131,000 千円)

### 東日本大震災の被害との関係

今回の震災において、吉浜漁港線が被災したことから、増館地域が孤立する状態が発生した。

このことから、震災時において孤立することなく、安全・迅速に地域間で支援物資の運搬や連絡等が出来るようにするため、拡幅改良をするものである。

※区域の被害状況も記載して下さい。

### 関連する災害復旧事業の概要

・ 津波により被災した橋梁（川口橋）の復旧

・ 津波により被災した吉浜地区の農地の復旧

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

### 関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

### 基幹事業との関連性


(様式 1 - 3)

## 大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 6 月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	58	事業名	赤崎小学校移転改築事業（学校用地取得等事業）	事業番号	◆A-1-1-1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		462,202（千円）	全体事業費	498,734（千円）	
事業概要					

津波により被災した赤崎小学校の移転新築復旧を行うため、用地取得及び造成を実施する。

なお、当該学校用地については、災害復旧事業にて措置される必要面積に加えて、

- ① トラック等学校体育活動等を行うに当たり必要な校庭の広さを確保すること  
② 地区住民・通行者の屋外避難エリア、自動車避難者の待機・駐車場及びドクターヘリ等緊急着陸用ヘリポートとするために必要な校庭の広さを確保すること

の2点から保有面積まで拡張することが必要となる。

#### 【復興計画における位置づけ】

第2章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興

- ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください。

## 当面の事業概要

平成 24 年度

用地取得造成を行うための測量・造成設計業務を委託する。

用地取得を実施する。

＜平成25～27年度＞造成工事を実施する。

＜平成27～28年度＞外構整備を実施する。

## 東日本大震災の被害との関係

赤崎小学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。

赤崎小学校は、最寄りの蛸ノ浦小学校で学校を再開しているが、早期に学習環境を正常化する必要がある。

なお、赤崎小学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第5条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。

【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者60名 被災家屋等676件（平成23年5月27日時点）

※区域の被害状況も記載して下さい。

## 関連する災害復旧事業の概要

公立学校施設災害復旧事業において、次のとおり復旧を進める。

- 1 平成 24 年度～平成 27 年度に学校用地の取得等を行う。
  - 2 平成 24 年度～平成 28 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。

なお、上記のうち、本事業と密接に関連する学校用地の取得と造成工事（H24～H27）・外構整備（H27～H28）については、本事業と一緒に実施する。（外構整備の災害査定は平成27年9月予定）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	A-1-1
事業名	被災学校移転改築事業（赤崎小学校）
交付団体	大船渡市

### 基幹事業との関連性

基幹事業で建設する学校の用地取得等に係る事業である。

(様式 1－3)

## 大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 6 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	60	事業名	赤崎中学校移転改築事業（学校用地取得等事業）	事業番号	◆A-1-4-1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		552,778（千円）	全体事業費	576,813（千円）	

### 事業概要

津波により被災した赤崎中学校の移転改築復旧事業を行うため、用地取得及び造成を実施する。なお、当該学校用地については、災害復旧事業にて措置される必要面積に加えて、  
① トラック等学校体育活動・運動部活動等を行うに当たり必要な校庭の広さを確保すること  
② 地区住民・通行者の屋外避難エリア、自動車避難者の待機・駐車場及びドクターヘリ等緊急着陸用ヘリポートとするために必要な校庭の広さを確保すること  
の 2 点から保有面積まで拡張することが必要となる。

#### 【復興計画における位置づけ】

第 2 章復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興  
・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

### 当面の事業概要

#### <平成 24 年度>

用地取得造成を行うための測量・造成設計業務を委託する。

用地取得を実施する。

#### <平成 25～26 年度>造成工事を実施する。

#### <平成 27～28 年度>外構整備を実施する。

### 東日本大震災の被害との関係

赤崎中学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。

赤崎中学校は、学区を越えた大船渡中学校の校舎で学校を再開し、平成 24 年 7 月に仮設校舎を建設し、移転したが、早期に学習環境を正常化する必要がある。

なお、赤崎中学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。

【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件（平成 23 年 5 月 27 日時点）

※区域の被害状況も記載して下さい。

### 関連する災害復旧事業の概要

公立学校施設災害復旧事業において、次のとおり復旧を進める。

- 1 平成 24 年度～平成 27 年度に学校用地の取得等を行う。
- 2 平成 24 年度～平成 28 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。

なお、上記のうち、本事業と密接に関連する学校用地の取得と造成工事（H24～H27）・外構整備（H27～H28）については、本事業と一緒に実施する。（外構整備の災害査定は平成 27 年 9 月予定）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-1-4
事業名	被災学校移転改築事業（赤崎中学校）
交付団体	

### 基幹事業との関連性

(様式 1－3)

## 大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 6 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	89	事業名	道路改良事業（細浦地区）	事業番号	D-1-22
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		364, 101 (千円)	全体事業費	620, 157 (千円)	
事業概要					
道路改良 : L=400m、W=6.0m 事業期間 : 平成 24 年度～平成 28 年度 津波により壊滅的な被害を受けた末崎町細浦地区において、防災集団移転促進事業の高台移転先住宅団地の開発にあたり、進入路を整備するものである。既存道路の狭隘箇所（幅員 2.0m 程度）を幅員 6.0m に拡幅改良（JR ガード区間は新設）する計画である。 〔復興計画「都市基盤の復興」2 道路新設・改良事業〕 高台や防災拠点へのアクセス道路、災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路、地盤沈下により冠水する道路、浸水区域内のまちづくりと一体となった道路整備					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 測量設計(道路事業) : 1 式 (13, 133 千円) (平成 26 年度完了) <平成 26 年度> 測量設計(JR 委託) : 1 式 (18, 838 千円)、用地補償 : 1 式 (22, 725 千円) 工事施工 : 1 工区 L=240m (75, 298 千円) (完了予定: 平成 27 年度) <平成 27 年度> 用地補償(1.2 工区の一部) : 1 式 (1, 760 千円) 賃借料(JR 施工ヤード) : 1 式 (3, 000 千円)、工事施工 : JR ヤード 施工 (2, 000 千円) · JR 委託 (227, 347 千円) (完了予定 : 平成 28 年度) <平成 28 年度> 工事施工 : 2 工区 L=160m (38, 702 千円) · JR 委託 (217, 354 千円) (完了予定 : 平成 28 年度) ※ 防災集団移転促進事業（細浦地区）の造成工事及び JR 関連工事と一體的に施工するものである。					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災で発生した津波により、末崎町地区は建物 596 棟（全壊 509、大規模半壊 48、半壊 39）が壊滅的な被害を受けた。復興計画により土地利用方針が示されたことにより、防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業による高台移転を行う計画である。					
※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
なし					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1－3)

## 大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 6 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	130	事業名	越喜来地区漁業集落防災機能強化事業	事業番号	C-5-2
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)	
総交付対象事業費		626,020(千円)	全体事業費	829,300(千円)	

### 事業概要

東日本大震災による津波被害を受けた越喜来地区(浦浜・泊・崎浜)において、当該地区的円滑かつ迅速な復興を図るため、漁業集落排水施設や水産飲雜用水施設等の衛生関連施設と津波避難道路、漁業集落道及び防災安全施設等の防災関連施設の整備、土地利用高度化再編整備により水産用地を確保し、住民の住宅再建を図るための安全性と快適な生活環境を確保すると併に、地域水産業の再生を図る。

### 当面の事業概要

<平成 25 年度>

災害復旧事業、防災集団移転促進事業等との整合を図りつつ、浦浜における被災を受けた各施設の測量調査設計を行ない漁業集落の再建を目指した計画を住民の合意形成を図りながら策定する。

<平成 26 年度>

県道崎浜港線及び大船渡綾里三陸線の道路事業の進捗に併せ浦浜における造成工事などを進める。

<平成 27 年度～28 年度>

浦浜・泊・崎浜における被災を受けた低地エリアの測量調査を行ない、水産用地の確保と、漁港等低地からの避難と日常の漁業活動の利便性の再建を目指した計画の策定と着工に向けた設計を住民の合意形成を図りながら策定し、その設計に基づき、地権者との交渉を図りつつ、同意を得次第、造成工事、各種施設整備などを進める。

### 東日本大震災の被害との関係

越喜来地区は、東日本大震災により、最大 13.5m の津波に襲われ、131 戸の住宅が全半壊等の被害を受けた。また、漁港施設、荷捌所や漁船、ホタテ、ワカメ等の養殖施設など水産関係施設は壊滅的な被害を受けた。このため、当該集落の今後のまちづくりにおいては、浸水想定区域は一定の安全性を確保したうえで、水産共同倉庫や共同作業場、漁具干場などの水産施設、公園等の適正配置による土地利用を推進するほか、漁業活動の場である漁港等の低地からの避難及び日常利便性の確保を図る。県道嵩上げにより浸水想定区域外となる区域については、土地の嵩上げを行い、安全を確保し、被災者の住宅、地域コミュニティ施設の再建を図り、漁業集落の復興を図る事業である。

### 関連する災害復旧事業の概要

漁港災害復旧事業(漁港施設及び海岸施設)

県道崎浜港線及び大船渡綾里三陸線の道路事業

防災集団移転促進事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

(様式 1－3)

## 大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 6 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	143	事業名	綾里地区漁業集落防災機能強化事業	事業番号	C-5-3
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)	
総交付対象事業費		86,480(千円)	全体事業費	203,600(千円)	

### 事業概要

東日本大震災による津波被害を受けた綾里地区(綾里・小石浜)において、当該地区的円滑かつ迅速な復興を図るため、土地利用高度化再編整備及び排水施設整備による水産用地の確保、漁業集落道整備による水産用地のアクセス確保、防災安全施設整備による災害安全性の確保などを進め、住民の安全性と快適な生活環境を確保すると併に、地域水産業の再生を図る。

### 当面の事業概要

<平成 27 年度～28 年度>

漁業集落道整備・排水施設整備・防災安全施設整備・土地利用高度化再編整備に関して対象地の測量調査を行ない、水産用地の確保、アクセス性確保、漁港等低地からの避難、日常の漁業活動の利便性の再建等を目指した計画の策定と着工に向けた設計を住民の合意形成を図りながら策定する。

漁業集落道整備・排水施設整備・防災安全施設整備・土地利用高度化再編整備に関して、設計に基づき、地権者との交渉を図りつつ、同意を得次第、造成工事、各種施設整備などを進める。

### 東日本大震災の被害との関係

今般の震災により綾里地区内では死者・行方不明者 26 名、被災家屋 196 戸、防潮堤・防波堤の倒壊など、甚大な被害を受けた。今後は基幹産業の水産業の再建を図りつつ、避難をはじめとする防災力の強化が重点課題になっている。被災した住宅は、防災集団移転団地等に確保されることを踏まえ、遠方に移転した漁業者の利便性を確保するため、漁港に近接する被災土地を活用し、漁業活動の作業用地、保管施設整備用地などを確保し、基幹産業である水産業の本格再生につなげる。またその際の道路体系を避難路体系と一致・整合するかたちで整備し、優れた海・漁場を適切に活用できる環境を創出し、震災からの復興を図る。

### 関連する災害復旧事業の概要

漁港災害復旧事業(漁港施設及び海岸施設)

防災集団移転促進事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

(様式 1－3)

## 大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 6 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	151	事業名	被災学校移転改築事業（赤崎小学校屋外運動場整備）	事業番号	A-2-10
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		4,454（千円）	全体事業費	36,928（千円）	

### 事業概要

津波により被災した赤崎小学校の移転新築復旧を行うため、校舎の新築移転に併せ、学校再建に必要な運動場を整備する。(なお、災害復旧事業と併せて、災害復旧事業の対象とならない部分を復興交付金で整備する。)

### 【復興計画における位置づけ】

#### 第 2 章 復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興

- ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

### 当面の事業概要

<平成 27～28 年度>

屋外運動場等工事を実施する。

### 東日本大震災の被害との関係

赤崎小学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受けた。このことから、安全な高台への移転復旧が必要となった。

赤崎小学校は、最寄りの蛸ノ浦小学校で学校を再開しているが、早期に学習環境を正常化する必要がある。

なお、赤崎小学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。

【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件（平成 23 年 5 月 27 日時点）

※区域の被害状況も記載して下さい。

### 関連する災害復旧事業の概要

公立学校施設災害復旧事業において、

- 1 平成 24 年度～平成 27 年度に学校用地の取得等を行う。
- 2 平成 24 年度～平成 28 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

(様式 1－3)

## 大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 6 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	152	事業名	被災学校移転改築事業（赤崎中学校屋外運動場整備）	事業番号	A-2-11
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		9,291（千円）	全体事業費	55,391（千円）	

### 事業概要

津波により被災した赤崎中学校の移転新築復旧を行うため、校舎の新築移転に併せ、学校再建に必要な運動場を整備する。（なお、災害復旧事業と併せて、災害復旧事業の対象とならない部分を復興交付金で整備する。）

### 【復興計画における位置づけ】

#### 第 2 章 復興における課題、目標及び方針・施策 1 市民生活の復興

- ・被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

### 当面の事業概要

<平成 27～28 年度>

屋外運動場等工事を実施する。

### 東日本大震災の被害との関係

赤崎中学校は、津波により全壊となるなど甚大な被害を受け、安全な高台への移転復旧が必要となった。赤崎中学校は、学区を越えた大船渡中学校の校舎で学校を再開し、平成 24 年 7 月までに仮設校舎を建設の上移転する予定であり、早期に学習環境を正常化する必要がある。

なお、赤崎中学校は、文部科学省において、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適当である場合」と判断されている。

【赤崎地区の被害状況】 死者・行方不明者 60 名 被災家屋等 676 件（平成 23 年 5 月 27 日時点）

※区域の被害状況も記載して下さい。

### 関連する災害復旧事業の概要

公立学校施設災害復旧事業において、

- 1 平成 24 年度～平成 27 年度に学校用地の取得等を行う。
- 2 平成 24 年度～平成 28 年度に校舎、屋内運動場等の建設等を行う。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

(様式 1－3)

## 大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 6 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	153	事業名	公共下水道(蛸ノ浦地区漁業集落排水施設)接続事業	事業番号	D-21-4
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)	
総交付対象事業費	32,000(千円)	全体事業費	400,000(千円)		

### 事業概要

蛸ノ浦地区漁業集落排水施設を公共下水道施設に接続する事業であり、蛸ノ浦処理場から公共下水道赤崎地区本管までの管渠整備と、マンホールポンプを 4 箇所新設するものである。

### 【実施設計業務】

- ・測量 仮 BM 設置、縦断測量、横断測量、 $L = 4.40 \text{ km}$
- ・全体計画及び詳細設計  
開削工  $L = 4.4 \text{ km}$ 、マンホールポンプ 検討 11 箇所 (新設 4 箇所 + 既設 7 箇所)

### 【本工事】

- ・開削工  $\Phi 150\text{mm}$  リブ管  $L = 2.2 \text{ km}$   $\Phi 65\text{mm}$  圧送管  $L = 2.2 \text{ km}$
- ・マンホールポンプ工 新設 4 箇所

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

### 当面の事業概要

<平成 27 年度>

- ・実施設計業務  $L = 4.4 \text{ km}$
- ・公共下水道事業計画変更等業務

### 東日本大震災の被害との関係

震災前の蛸ノ浦浄化センターの用地地盤高は TP+1.6m であり、用地背後の防潮堤天端 TP+3.4m(チリ地震津波水位)より 1.8m 低くなっている。震災による地盤沈下量は約 90cm となっており、湾口防波堤や防潮堤が未整備の状態では津波や高潮に対する対策を講じなければならず、再度被災の確立が高いことから処理場としての立地条件に問題があること。また、地区内人口の減少など、原形復旧に関しては様々な問題等があることから、処理場の復旧方針を立案した結果、原形復旧は行わずに公共下水道に接続することとした。公共への接続をするまでの間は、災害復旧事業により、応急仮設処理施設(国土交通省から無償借用している MBR 施設)を安定した処理が行えるよう改良し、現在汚水処理を行っている。

蛸ノ浦漁業集落排水区域は公共下水道区域と隣接しており、漁業集落排水施設を公共下水道に接続することで、蛸ノ浦浄化センターは廃止することになり、災害時に係る地区住民への負担や、市の負担も軽減される。また、施設の集約化により効率の良い汚水処理事業が展開されることになり、維持管理費の節減も図られることになる。

※区域の被害状況も記載して下さい。

### 関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	

### 基幹事業との関連性
